



平成 25 年 7 月 18 日

各 位

会 社 名 株式会社アールテック・ウエノ  
(JASDAQ・コード 4573)  
本社所在地 東京都千代田区内幸町一丁目 1 番 7 号  
代 表 者 代表取締役社長 真島 行彦  
問 合 せ 先 ヒジネスマネジメント部長 中村 宏司  
電 話 番 号 03(3596)8011

### 当社取締役に対する株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）の 発行に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 7 月 18 日開催の当社取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 240 条の規定に基づき、当社取締役に対し、株式報酬型ストック・オプションとして下記のとおり新株予約権を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### I. 株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を発行する理由

当社取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共にすることで、取締役の中長期的な業績向上と企業価値向上に対する貢献意欲や士気を一層高めることを目的として、当社取締役に対して株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）を発行するものであります。

#### II. 新株予約権の発行要項

##### 1. 新株予約権の数

9,900 個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式 9,900 株とし、下記 3. (1) により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

##### 2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権の払込金額は、本新株予約権の割当日において、以下の②ないし⑦の基礎数値に基づきブラック・ショールズ・モデルにより算定される公正な評価額に付与株式数を乗じた金額（1 円未満の端数は切り上げ）とする。ただし、当社は、本新株予約権の割当てを受ける者に対し、本新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、この報酬請求権と本新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺する。

$$C = Se^{-\lambda t} N(d_1) - e^{-rt} X N(d_2)$$

ここで、

$$d_1 = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - \lambda + \frac{\sigma^2}{2}\right)t}{\sigma\sqrt{t}}, d_2 = d_1 - \sigma\sqrt{t}$$

- ① 1株当たりのオプション価格 (C)
- ② 株価 (S) : 平成 25 年 8 月 9 日の東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード) における当社普通株式の普通取引の終値 (終値がない場合は、翌取引日の基準値段)
- ③ 行使価格 (X) : 1 円
- ④ 予想残存期間 (t) : 9.86 年
- ⑤ ボラティリティ ( $\sigma$ ) : 5.3 年間 (上場日から平成 25 年 8 月 9 日まで) の各取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出した株価変動率
- ⑥ 無リスクの利子率 (r) : 残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率
- ⑦ 配当利回り ( $\lambda$ ) : 1株当たりの配当金 (平成 25 年 3 月期の配当実績) ÷ 上記②に定める株価
- ⑧ 標準正規分布の累積分布関数 (N(·))

### 3. 新株予約権の内容

#### (1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数 (以下、「付与株式数」という。) は、当社普通株式 1 株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割 (当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。) または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割 (または併合) の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

#### (2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権を行使することにより交付を受ける株式 1 株当たりの払込金額を 1 円とし (以下、「行使価額」という。)、これに付与株式数を乗じた金額とする。

#### (3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間は、平成 25 年 8 月 10 日から平成 55 年 8 月 9 日とする。

#### (4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とする。計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる

ものとする。

- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 謙渡による新株予約権の取得の制限

謙渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、上記3.(3)の期間内において、当社取締役の地位を喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には前営業日）を経過する日までの間に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。
- ② 新株予約権者は、上記①の規定にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当該承認日の翌日から15日（15日目が休日に当たる場合には前営業日）を経過する日までの間、本新株予約権を行使できるものとする。ただし、下記7に従って、新株予約権者に下記7で定義する再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の法定相続人のうち1名（以下、「権利承継者」という）に限り、新株予約権を承継することができる。また、権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。
- ④ 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

4. 新株予約権の割当日

平成25年8月9日

5. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

平成25年8月9日

6. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3.(6)に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

7. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合にお

いて、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記 3. (1) に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編後行使価額に上記 7. (3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式 1 株当たり 1 円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記 3. (3) に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記 3. (3) に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記 3. (4) に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記 3. (6) に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記 6 に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

8. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

9. 申込期日

平成 25 年 8 月 1 日

10. 新株予約権の割当てを受ける者及び数

当社取締役 2 名 9,900 個

11. 新株予約権の行使により交付する株式の数の端数の取扱い

新株予約権の行使により交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

## 12.新株予約権の行使請求及び払込みの方法

- (1) 新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による新株予約権行使請求書に必要事項を記入し、記名押印または署名のうえ、これを下記 13 に定める行使請求受付場所に提出するものとする。
- (2) 上記 (1) に定める新株予約権行使請求書の提出とともに、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使にかかる新株予約権数を乗じた金額の全額を、会社法第 281 条第 1 項の規定に従い、現金にて下記 14 に定める払込取扱場所の当社の指定する口座に当社の指定する日時までに振り込むものとする。

## 13.新株予約権の行使請求受付場所

当社ビジネスマネジメント部（またはその時々における当該業務担当部署）

## 14.新株予約権の行使に際して出資される金銭の払込取扱場所

株式会社三菱東京 UFJ 銀行 新丸の内支店

東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号

（またはその時々における当該銀行の承継銀行もしくは当該支店の承継支店）

## 15.本要項の規定の読み替えその他の措置に伴う取扱い

本要項の規定の読み替えその他の措置が必要となるときは、会社法の規定及び新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、本要項の規定を変更できるものとし、かかる変更は本要項と一体をなすものとする。

## 16.発行要項の公示

当社は、その本店に本要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供するものとする。

## 17.その他

新株予約権の発行及び割当てに関する細目の決定、並びに新株予約権の発行に必要な諸手続の履行等、新株予約権の発行のために必要な事務については、当社代表取締役社長に一任する。

以上